

| | | | | | |
|-----------------|--|-----|--------------------|----|----|
| 令和3年6月定例議会 議案概要 | | 担当課 | 総務課 | 種別 | 条例 |
| 議案番号 | 議案第56号 | 議案名 | 琴浦町附属機関条例の一部改正について | | |
| 目的 | 新型コロナウイルスワクチンをはじめとする予防接種法等に定められたワクチン接種により発生した健康被害に関する事項を調査審議する機関である「予防接種健康被害調査委員会」を附属機関として追加するもの。 | | | | |
| 内容 | <p>1 改正内容</p> <p>(1) 附属機関の追加 予防接種により発生した健康被害に関する事項を調査審議する機関として、「予防接種健康被害調査委員会」を附属機関に追加</p> <p>(2) 告示により設置することができる附属機関の限定 緊急又は臨時に設置する必要がある附属機関に限定する。したがって、設置期間が1年未満であっても、継続性・常設性が認められる附属機関については、条例への明記を要するものとする。</p> <p>2 琴浦町予防接種健康被害調査委員会について</p> <p>予防接種法に基づく予防接種及び町長が必要に応じて実施する予防接種に起因した事故の諸問題について、適正かつ円滑な処理を行うために実施する。</p> <p>(1) 構成委員 琴浦町代表、倉吉保健所及び鳥取県中部医師会から選出された委員をもって6人以内で組織する。ただし、特に必要と認めるときには専門医師及び学識経験者等から委員を選任できる。</p> <p>(2) 内容 ア 予防接種に起因した事故の調査に関すること。 イ 予防接種に起因した事故の事後対策に関すること。 ウ その他予防接種に起因した事故に関し、町長が特に必要と認める事項</p> <p>(3) 健康被害救済制度に係る手続の流れ 別紙参照</p> | | | | |
| 補足事項 | 施行日 公布の日 | | | | |

予防接種健康被害救済事務の流れ

